

様式第 1 号（第 2 条関係）
個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	乳幼児個人カルテ	
行政機関等の名称	久喜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部こども家庭保健課母子保健第 1 係・第 2 係 こども未来部子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	市内に住所を有する乳幼児の妊娠から出生、健診等の記録を管理するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 現住所、5 電話番号、6 保護者氏名、7 児との関係、8 家族構成、9 予防接種履歴、10 既往歴・現病歴、11 健診フォロー状況、12 相談利用状況、13 妊娠届出書、14 アセスメントシート、15 経過記録、16 出生連絡票、17 乳児訪問記録票、18 1 か月児健康診査問診票・健康診査票、19 4 か月児健康診査票、20 「成育医療等基本方針に基づく評価指標」に関する問診票、21 10 か月児健康診査、22 10 か月児健康診査問診票、23 1 歳6 か月児健康診査、24 1 歳6 か月児健康診査問診票、25 【コミュニケーション質問票】、26 3 歳児健康診査、27 3 歳児健康診査問診票、28 お子さんの目に関するアンケート、29 お子さんの耳に関するアンケート、30 乳幼児身体発育曲線	
記録範囲	妊娠届出書を提出した者、出生届出をした者、乳幼児健康診査を受診した者、電話・来所・訪問等で相談した者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳に基づき作成する	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	久喜市役所庶務課付公文書館 久喜市菖蒲行政センター総務・人権係 久喜市栗橋行政センター総務・人権係 久喜市鷺宮行政センター総務・人権係 〒3 4 6－8 5 0 1 埼玉県久喜市下早見 8 5－1 〒3 4 6－0 1 9 2 埼玉県久喜市菖蒲町新堀 3 8 〒3 4 9－1 1 9 2 埼玉県久喜市間鎌 2 5 1－1 〒3 4 0－0 2 9 5 埼玉県久喜市鷺宮 6－1－1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		